令和８年 11 月 17 日

記　者　発　表　資　料

総　　務　　部

財　　政　　部

令和８年第４回徳島市議会定例会
（提出議案等）

１ 予算議案（３件）

① 令和８年度徳島市一般会計補正予算（第３号）

② 令和８年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

③ 令和８年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第１号）

２ 条例議案（３件）

① 徳島市監査委員条例の一部を改正する条例を定めるについて

② 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

③ 徳島市公共下水道事業条例及び徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

３ 単行議案（84 件）

① 市道路線の廃止について《２路線》

② 市道路線の認定について《７路線》

③ 業務委託契約の締結について《徳島市排水施設監視システム更新業務》

④ 工事請負契約の締結について《認定こども園整備事業（加茂名地区）新築工事》

⑤ 工事請負契約の締結について《八万ポンプ場３号雨水ポンプ設備改築工事（週休２日確保工事）》

⑥～㉞ 指定管理者の指定について《徳島市渭北福祉館外 78 件》

４ 報告（７件）

① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》

② 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》

③ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》

④ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》

⑤　専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》

⑥　専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（その他の事故：文化スポーツ振興課）》

⑦　専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（徳島市立高等学校屋内運動場空調設備整備工事：市立高等学校事務局）》

５　（追加提出予定議案）　※閉会日に追加提出予定のもの

※①　条例議案（３件）

⑴　徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

⑵　常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

⑶　徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

※②　予算議案（５件）

⑴　令和８年度徳島市一般会計補正予算（第４号）

⑵　令和８年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

⑶　令和８年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

⑷　令和８年度徳島市職員給与等支払特別会計補正予算（第１号）

⑸　令和８年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第１号）

※③　人事議案（１件）

⑴　公平委員会委員の選任について

令和８年度 12 月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第３号）

【歳入】　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
1　市　税	44,119,314	168,838	44,288,152
15　国庫支出金	28,029,861	17,390	28,047,251
16　県支出金	10,662,173	33,204	10,695,377
17　財産収入	241,926	184	242,110
19　繰入金	3,234,554	310,423	3,544,977
20　諸収入	1,724,490	70	1,724,560
21　市　債	10,214,800	12,700	10,227,500
歳入合計	124,529,443	542,809	125,072,252

【歳出】　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2　総務費	10,373,027	396,359	10,769,386	17,170	12,600		366,589
3　民生費	59,836,810	8,352	59,845,162	5,444		2,908	
4　衛生費	11,683,769	51,514	11,735,283	27,980		70	23,464
5　労働費	64,869	2,787	67,656			2,787	
8　土木費	13,500,163	100	13,500,263		100		
10　教育費	12,346,663	24,215	12,370,878				24,215
12　公債費	9,062,154	59,482	9,121,636				59,482
歳出合計	124,529,443	542,809	125,072,252	50,594	12,700	5,765	473,750

《歳出款別事業別》

◎　総　務　費　【　３９６，３５９千円】
- ⑴　移住支援金支給事業費　７，８００千円
- ⑵　市税過誤納還付金等　３５６，０６６千円
- ⑶　コミュニティセンター指定管理料　６，５５９千円
- ⑷　危機事象対策推進基金積立金　７，２２０千円
- ⑸　税務システム整備事業費　１２，６６４千円
- ⑹　戸籍附票旧氏記載対応事業費　６，０５０千円

◎　民　生　費　【　８，３５２千円】
- ⑴　子育て短期支援事業費　８，１６８千円
- ⑵　子ども未来基金積立金　１８４千円

◎　衛　　生　　費　　【　　５１，５１４千円】
⑴　産後ケア事業費　　１５，４５５千円
⑵　未熟児養育医療扶助費　　１，８５３千円
⑶　子ども医療費医療扶助費　　３０，１０６千円
⑷　し尿処理場費（燃料費）　　４，１００千円

◎　労　　働　　費　　【　　２，７８７千円】
⑴　ファミリー・サポート・センター利用促進事業費　　２，７８７千円

◎　土　　木　　費　　【　　１００千円】
⑴　県営事業負担金（河川砂防事業）　　１００千円

◎　教　　育　　費　　【　　２４，２１５千円】
⑴　施設維持補修費（小学校）　　５，０６７千円
⑵　市立小学校給食費支援事業費　　９，０７３千円
⑶　市立中学校給食費支援事業補助　　１０，０７５千円

◎　公　　債　　費　　【　　５９，４８２千円】
⑴　長期債元金償還金　　２，７４５千円
⑵　長期債利子　　５６，７３７千円

◎　繰越明許費補正（追加）
⑴　排水施設新設改良事業　　３７３，４６０千円
⑵　流域治水対策事業　　７３，５００千円
⑶　排水機場長寿命化事業　　１３０，０００千円
⑷　都市下水路事業　　４１５，７１１千円
⑸　消防団員装備等充実事業　　９，０２９千円

◎　債務負担行為補正（追加）
⑴　コミュニティセンター指定管理料　（限度額：1,481,520 千円　期間：令和８年度～令和 13 年度）
⑵　まちづくり活動センター指定管理料　（限度額：　7,160 千円　期間：令和８年度～令和 13 年度）
⑶　税務関係印刷物作成事業　（限度額：　49,220 千円　期間：令和９年度）
⑷　老人いこいの家指定管理料　（限度額：　3,405 千円　期間：令和８年度～令和 11 年度）
⑸　認定こども園整備事業（令和８年度分）　（限度額：　96,633 千円　期間：令和８年度～令和　９年度）
⑹　天狗久資料館指定管理料　（限度額：　14,835 千円　期間：令和８年度～令和 13 年度）
⑺　考古資料館指定管理料　（限度額：　170,740 千円　期間：令和８年度～令和 13 年度）
⑻　体操センター指定管理料　（限度額：　20,270 千円　期間：令和８年度～令和 13 年度）
⑼　夜間運動場指定管理料　（限度額：　21,130 千円　期間：令和８年度～令和 13 年度）
⑽　ライフル射撃場指定管理料　（限度額：　12,330 千円　期間：令和８年度～令和 13 年度）

国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

【歳入】　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
５　財産収入	3,427	933	4,360
歳入合計	23,599,974	933	23,600,907

【歳出】　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
５　基金積立金	3,427	933	4,360
歳出合計	23,599,974	933	23,600,907

◎　基金積立金--------国民健康保険事業財政調整基金の運用額が当初の想定を上回り，運用利子が増額となることに伴う所要の補正

９３３千円

食肉センター事業特別会計補正予算（第１号）

◎　債務負担行為

⑴　食肉センター指定管理料（限度額：280,296 千円　期間：令和８年度～令和 11 年度）

令和８年度　１２月補正予算の概要

一般会計補正予算（第３号）

(1)	移住支援金支給事業費〈企画政策課〉	７，８００千円
(2)	市税過誤納還付金等〈納税課〉	３５６，０６６千円
(3)	コミュニティセンター指定管理料〈市民協働課〉	６，５５９千円
(4)	危機事象対策推進基金積立金〈危機管理課〉	７，２２０千円
(5)	税務システム整備事業費〈市民税課〉	１２，６６４千円
(6)	戸籍附票旧氏記載対応事業費〈住民課〉	６，０５０千円
(7)	子育て短期支援事業費〈子ども健康課〉	８，１６８千円
(8)	子ども未来基金積立金〈子ども政策課〉	１８４千円
(9)	産後ケア事業費〈子ども健康課〉	１５，４５５千円
(10)	未熟児養育医療扶助費〈子ども健康課〉	１，８５３千円
(11)	子ども医療費医療扶助費〈子育て支援課〉	３０，１０６千円
(12)	し尿処理場費（燃料費）〈東部環境事業所施設課〉	４，１００千円
(13)	ファミリー・サポート・センター利用促進事業費〈経済政策課〉	２，７８７千円
(14)	県営事業負担金（河川砂防事業）〈道路維持課〉	１００千円
(15)	施設維持補修費（小学校）〈教育総務課〉	５，０６７千円
(16)	市立小学校給食費支援事業費〈体育保健給食課〉	９，０７３千円
(17)	市立中学校給食費支援事業補助〈体育保健給食課〉	１０，０７５千円
(18)	長期債元金償還金〈財政課〉	２，７４５千円
(19)	長期債利子〈財政課〉	５６，７３７千円

※　繰越明許費補正（追加）

(1)	排水施設新設改良事業〈河川水路課〉	３７３，４６０千円
(2)	流域治水対策事業〈河川水路課〉	７３，５００千円
(3)	排水機場長寿命化事業〈河川水路課〉	１３０，０００千円
(4)	都市下水路事業〈河川水路課〉	４１５，７１１千円
(5)	消防団員装備等充実事業〈消防局総務課〉	９，０２９千円

※　債務負担行為補正（追加）

(1)　指定管理料

指定管理者の指定に伴い、令和９年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

①　コミュニティセンター指定管理料〈市民協働課〉

（限度額：1,481,520 千円、期間：令和 8 年度～令和 13 年度）

② まちづくり活動センター指定管理料〈市民協働課〉

（限度額：　7,160 千円、期間：令和８年度～令和 13 年度）

③ 老人いこいの家指定管理料〈高齢介護課〉

（限度額：　3,405 千円、期間：令和８年度～令和 11 年度）

④ 天狗久資料館指定管理料〈社会教育課〉

（限度額：　14,835 千円、期間：令和８年度～令和 13 年度）

⑤ 考古資料館指定管理料〈社会教育課〉

（限度額：　170,740 千円、期間：令和８年度～令和 13 年度）

⑥ 体操センター指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

（限度額：　20,270 千円、期間：令和８年度～令和 13 年度）

⑦ 夜間運動場指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

（限度額：　21,130 千円、期間：令和８年度～令和 13 年度）

⑧ ライフル射撃場指定管理料〈文化スポーツ振興課〉

（限度額：　12,330 千円、期間：令和８年度～令和 13 年度）

(2)　税務関係印刷物作成事業〈市民税課〉

税務システムの標準化に伴う帳票の再設計に関する変更契約を締結するため、債務負担行為を設定する。

（限度額：４９，２２０千円、期間：令和９年度）

(3)　認定こども園整備事業（令和８年度分）〈子ども政策課〉

第２期徳島市立教育・保育施設再編計画に基づき、加茂名中学校区に新たな認定こども園を整備するにあたり、分園となる北島田保育所の改修工事について、令和８年度中に契約を締結、令和９年度までを期間として事業を実施するため、債務負担行為を設定する。

（限度額：９６，６３３千円、期間：令和８年度及び令和９年度）

【一般会計予算総額】

補正前の額	補　正　額	計
１２４,５２９,４４３千円	５４２,８０９千円	１２５,０７２,２５２千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】　（単位　千円）

区　　分	令和７年度	令和８年度	増減額
１２月　補正計上額	2,580,168	542,809	△ 2,037,359
１２月　補正後予算額	129,029,070	125,072,252	△ 3,956,818

国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

国民健康保険事業財政調整基金の運用額が当初の想定を上回り、運用利子が増額となることに伴う所要の補正を行う。

１　基金積立金（財政調整基金積立金）・・・９３３千円

補正前の額	補　正　額	計
２３，５９９，９７４千円	９３３千円	２３，６００，９０７千円

食肉センター事業特別会計補正予算（第１号）

※　債務負担行為

(1)　食肉センター指定管理料

指定管理者の指定に伴い、令和９年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

（限度額：２８０，２９６千円、期間：令和８年度～令和１１年度）

令和８年第４回徳島市議会定例会
（条例議案の概要説明）

①　徳島市監査委員条例の一部を改正する条例を定めるについて

１　監査委員の定数等の改正

令和７年国勢調査の結果による本市の人口が２５万未満となったことに伴い，地方自治法の規定に基づく監査委員の定数等について次のとおり改正する等，所要の改正をする。

区分	改正案	現行	地方自治法に規定する定数等（参考）	
			人口２５万未満の市	人口２５万以上の市
監査委員の定数	３人	４人	２人（条例で増加が可能）	４人（条例で増加が可能）
うち議員選出委員（議員のうちから選任する監査委員をいう。以下同じ。）の数	１人	２人	１人（条例で選任しないことができる。）	２人又は１人（条例で選任しないことができる。）
うち識見委員（識見を有する者のうちから選任する監査委員をいう。）の数（参考）	変更なし	２人	定数等の規定なし	定数等の規定なし
うち常勤とする者の数（参考）	変更なし	１人	定数等の規定なし	少なくとも１人以上

２　施行期日等

⑴　公布の日から施行する。

⑵　改正後の規定は，この条例の施行の日に在職する議員選出委員の任期が終了した日の翌日以後の監査委員の定数等について適用し，同日前の期間に係る監査委員の定数等については，なお従前の例による。

②　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

他都市の取扱いを鑑み，次のとおり改正する等，所要の改正をする。

１　勤続期間の計算の改正

退職手当の支給を受けないで引き続いて本市の職員となった本市の職員以外の地方公務員の職員（現行　徳島県の職員）について，その者の当該職員としての勤続期間を，勤続期間の計算における本市の職員としての勤続期間と通算することとする。

2　不支給事由の改正

本市の職員を退職した者が引き続いて本市の職員以外の地方公務員の職員となった場合（現行　徳島県の職員となった場合）に，その退職手当に関する規定においてその者の本市における勤続期間が当該職員としての勤続期間と通算されるときは，本市から退職手当を支給しないこととする。

3　施行期日等

公布の日から施行し，同日以後に本市の職員となり，又は退職する者について適用する。

③　徳島市公共下水道事業条例及び徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1　条項の整備

下水道法等の一部を改正する法律の施行により下水道法が改正されることに伴い，次の条例において引用する同法の条項を整備する。

⑴　徳島市公共下水道事業条例

⑵　徳島市雨水公共下水道及び都市下水路に関する条例

2　施行期日

下水道法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。